

GCA FAS News

April 2018

Vol.41



For Client's Best Interest



GCA FAS

株式対価 M&A に係る課税の繰延制度の創設 ～ 産業競争力強化法の改正を踏まえた M&A 実務への影響～

【本号の内容】

1. はじめに
2. 平成 23 年度産活法改正
3. 平成 30 年度税制改正
4. 産業競争力強化法の改正
5. おわりに

GCA FAS 株式会社

常務取締役パートナー
公認会計士・税理士 小林 正紀
コンサルタント
税理士 山本 裕弥

1. はじめに

平成 30 年度税制改正において、株式対価 M&A に係る株主の株式譲渡益課税の繰延制度が創設され、自社株対価 TOB 実施の期待が高まっています。自社株対価 TOB といえば、平成 23 年度の産業活力再生特別措置法(以下、産活法)改正により、会社法上の現物出資規制や有利発行規制等が緩和されましたが、当該特例が活用された実例はありません。

今回の税制改正により、自社株対価 TOB の実施ハードルが緩和されたのに加えて、産業競争力強化法の改正により、自社株対価 TOB 以外の株式対価 M&A の活用場面が広がります。

本稿では、株式対価 M&A に係る平成 30 年度税制改正及び産業競争力強化法の改正の内容および当該改正が M&A 実務に与える影響について解説致します。尚、本文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解となります。

2. 平成 23 年度産活法改正

上述の通り、平成 23 年度の産活法の改正により、従前は自社株対価 TOB を実施するにあたり検討を要していた会社法上の問題点に対して、以下の特例が創設されました(平成 26 年度以降は産活法廃止に伴い、産業競争力強化法において同様の定めがあります。)

- ◆ 自社株対価 TOB は買付者にとって現物出資に該当するため、会社法上、原則として検査役の調査が必要とされるが、特例適用により不要となる
- ◆ TOB 決済日における対象会社株式の価額が募集事項として定めた価額に著しく不足するときは、当該価額の決定に關与した

平成 23 年度産活法改正により、会社法における自社株対価 TOB 実施要件が緩和されましたが、現在まで当該特例の活用事例はありません

買付者の取締役等や応募株主は、会社法上、原則として買付者に対してその不足額を支払う義務(不足価額填補責任)を負うが、特例適用により当該義務を負わないこととなる

- ◆ TOB の対価にプレミアムを上乗せする場合には、会社法上、「特に有利な金額」による募集株式の発行に該当する場合がありますが、株主総会の特別決議が必要となるが、特例適用により、一定の簡易要件(「応募株主に交付する買付者の株式数に1株当たり純資産額を乗じて得た額」が「買付者の純資産額」の5分の1を超えないこと)を満たした場合には、有利発行に係る株主総会決議が不要となる

当該産活法の改正により、日本企業による自社株対価 TOB 実施が期待されていましたが、現在まで当該特例が活用された事例はありません。これは、以下のように税務上の取扱いがその理由とされてきましたが、これらのハードルが平成 30 年度税制改正で解消されることとなります。

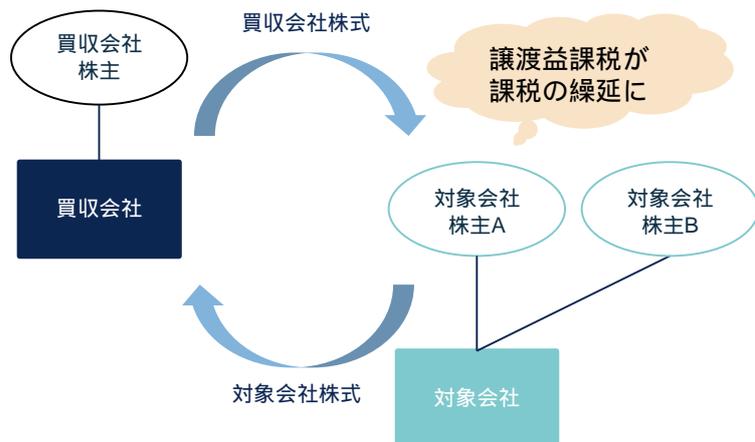
- ◆ 対象会社株主に株式譲渡益課税が生じ、現金収入が無いにも拘わらず別途納税資金を確保する必要があるため、多くの株主が買収に応じない可能性がある
- ◆ 納税資金確保のため、対象会社株主が、交付される買付者株式を売却する可能性があり、株価下落リスクが生じる

3. 平成 30 年度税制改正

(1) 株式対価 M&A に係る課税の繰延制度の内容

平成 30 年度税制改正大綱及び同法律案によりますと、産業競争力強化法の「特別事業再編計画」の認定を平成 33 年 3 月 31 日までに受けた事業者の行ったその「特別事業再編計画」に基づく産業競争力強化法の「特別事業再編」により、株主がその有する株式を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、法人税及び所得税法上、その譲渡した株式の譲渡損益の課税を繰り延べることとされ、自社株対価 TOB 実施のハードルが 1 つ解消されたと言えます。

自社株対価 TOB 実施のハードルと考えられていた対象会社株主の株式譲渡益課税が、平成 30 年度税制改正により課税が繰り延べられることとなりました



(2) 特別事業再編計画の内容

本課税の繰延制度の適用を受けるためには、産業競争力強化法の「特別事業再編計画」の認定を受ける必要があります。ここでいう「特別事業再編」とは、以下のいずれの要件も充足する再編をいいます。

- ◆ 事業者(株式会社に限る)がその(自社)株式のみを対価とすること
- ◆ その株式対価が事業者の余剰資金^(*)を上回ること
- ◆ 対象会社を産業競争力強化法における「関係事業者又は外国関係会社^(**)」(以下、子会社等)とすること
- ◆ 以下のいずれかの新事業活動を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するために行われること(詳細は省令等において定義される予定)

新市場開拓事業活動

第4次産業革命により飛躍的成長が見込まれる未来投資戦略2017の「戦略5分野」等において、買収によって獲得する革新的な技術等を用いた新事業活動。

想定される例:自動車部品メーカー(自動運転)、メガベンチャー等

()戦略5分野… 移動革命の実現、サプライチェーンの次世代化、FinTech、健康寿命の延伸、快適なインフラ・まちづくり

価値創出基盤構築事業活動

買収により獲得した経営資源を活用し、幅広い事業分野の事業者に必要な不可欠なものとして利用される商品又は役務を販売・提供する新事業活動。

想定される例:プラットフォーム等

価値創出基盤構築事業活動

買収により事業ポートフォリオの転換(中核的事業の比率の一定以上の向上)を図る新事業活動。

想定される例:多角化している大企業、大規模業界再編を行う企業等

従って、以下のような再編は「特別事業再編」に該当しないため、本課税の繰延制度の適用対象外となる点に留意が必要になるものと考えます。

- ◆ 親会社株式を利用してその子会社が行う三角株式対価 M&A
- ◆ 外国法人が買付者となる株式対価 M&A
- ◆ 株式以外の対価が交付されるような株式対価 M&A

◆ 自社の余剰資金で買収できる規模の株式対価 M&A

また、仮に対象会社の株主が日本国外に所在する場合には、国外の法令に基づき現地で課税が行われる可能性も考えられます。従って、特に外国法人を買収するようなケースにおいては、個別の案件ごとに株主の所在地国の税制も含めた慎重な検討を要するものと考えます。

(*1): 余剰資金とは、改正後産業競争力強化法第2条第12項一号において、「事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額」と規定されており、その詳細は、今後、経済産業省令で定められる予定です。

(*2):関係事業者又は外国関係会社とは、現行の産業競争力強化法施行規則第3条及び第4条において定義されておりますが、詳細は改正後施行規則を確認する必要があります。(現行法令における関係事業者及び外国関係会社は以下参照)

<関係事業者及び外国関係会社>

1. 関係事業者は、申請事業者との間で以下のA、B、C又はDのいずれかの関係を満たす事業者。外国関係法人は、申請事業者との間で以下のA、B又はCのいずれかの関係を満たす外国法人。
2. 1.の関係を満たす事業者、外国法人が、単独若しくは複数で、又は申請事業者と共同して、1.のA、B又はCのいずれかの関係を満たす事業者も関係事業者、外国関係法人となる。

	申請事業者が有する 「株式等 1」比率	申請事業者が派遣等 する「役員数 2」比率
A	50%以上	
B	40%以上50%未満	50%以上
C	20%以上40%未満、かつ、 筆頭株主	50%以上
D	要件 申請事業者と事業再編計画に 関する他の事業者が共同現物出資 で設立 3 要件 申請事業者と事業再編計画に 関する他の事業者が合計で100% の株式を保有 3	役員数筆頭占有 者 3

1:「株式等」について、関係事業者の場合は「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額」、外国関係法人の場合は「発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するものの総数又は総額」となる。

2:「役員数」について、関係事業者の場合は「役員数」外国関係法人の場合は「役員その他これに相当する者の総数」となる。

3: DはCの「株式等」比率に関する要件を満たした上で、要件 を満たした場合に、「役員数」比率に関する要件として50%以上を満たす必要はなく、派遣する役員数が他の事業者と比較して下回らないという要件を満たせばよい。

(出典:経済産業省 HP「産業競争力強化法逐条解説」)

産業競争力強化法の改正により、相対の株式対価 M&A についても特別事業再編に該当することになり、会社法の特例、株主の課税の繰延の対象になりました

4. 産業競争力強化法の改正

税制改正に加えて、産業競争力強化法の改正も行われる予定であり、株式対価 M&A に関する主な項目として、以下の項目が改正されます。

- ◆ 従前は自社株対価 TOB に限られていましたが、改正により、相対の株式対価 M&A においても会社法の規制緩和対象となります
- ◆ 従前は、対象会社を子会社等とする場合に限定されていましたが、改正により、既存の子会社等の株式を追加取得する場合においても会社法の規制緩和対象となります

なお、既存の子会社等の株式を追加取得する場合は、改正産業競争力強化法の「特別事業再編」には該当しない（「事業再編」として取り扱われる）ため、会社法上の特例の適用対象にはなりますが、株式譲渡益課税の繰延制度の適用対象外となる点に留意が必要になります。

また、今回の産業競争力強化法の改正により、相対の株式対価 M&A も会社法の規制緩和対象となること、当該 M&A についても課税の繰延制度（平成 30 年度税制改正）の対象となることから、非上場企業に対する株式対価での買収が円滑化されることが期待されています。これにより、事業承継の手法が多様化する可能性が考えられます。

おわりに

株式対価 M&A は、自社の現金を使用せずに他社を買収できるため、手元資金に余裕のない新興企業等にとって、大規模な買収が行いやすくなる等の意義があり、欧米では一般的となっている M&A 手法です。今回の改正が、日本企業による M&A の促進に繋がり、ひいては、日本企業のグローバルにおける競争力向上に繋がることを期待しています。

GCA FAS では、M&A 関連税制、グループ内組織再編及び事業承継 M&A 等に関するポイントコンサルティングをお請け致しております。ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせ下さいませ。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03 6212 1850 (代表)

E-mail: info@gcafes.com

<http://www.gcafes.com/>

小林 正紀 mkobayashi@gcafes.com

山本 裕弥 yuyayamamoto@gcafes.com